

令和 2 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会 [第 2 号]

議 事 日 程

令 和 2 年 9 月 7 日 月曜日
午 前 1 0 時 0 0 分 再 開

議 長 再 開 宣 言

- 日程第 1 認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第 2 議案第 3 0 号から承認第 9 号までの 8 議案に対する各委員会付託について
- 日程第 3 一般質問について

令和 2 年 9 月 三宅町議会第 3 回定例会 [第 3 号]

議 事 日 程

令和 2 年 9 月 1 8 日 金曜日
午 前 1 0 時 0 0 分 再 開

議 長 再 開 宣 言

日程第 1 特別委員長及び常任委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設委員会委員長報告
- (3) 福祉文教委員会委員長報告

議 長 閉 会 宣 言

午前 時 分

決算審査特別委員会議事日程

令和2年9月8日 火曜日
午前9時30分 開 会

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和元年度三宅町一般会計歳入歳出決算認定について
(P 3～P 119) |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(P 120～P 141) |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(P 142～P 155) |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和元年度三宅町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(P 156～P 181) |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(P 182～P 195) |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和元年度三宅町水道事業会計歳入歳出決算認定について |

委員長閉会宣言

令和 2年9月10日 木曜日
午前・後 時 分

総務建設委員会議事日程

令和2年9月11日 金曜日
午前9時30分 開会

日程第1 議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算について

歳出の部

款 1	議 会 費	(P 1 2)
款 2	総 務 費	(P 1 2)
款 4	衛 生 費	(P 2 0)
款 9	消 防 費	(P 2 0)
款 1 4	予 備 費	(P 2 2)

上記関係歳入について

日程第2 議案第34号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第3 承認第 9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について

歳出の部

款 4	衛 生 費	(P 1 0)
款 7	商 工 費	(P 1 0)

上記関係歳入について

委員長閉会宣言

午前・後 時 分

福祉文教委員会議事日程

令和 2年9月14日 月曜日
午前 9時30分 開 会

日程第1 議案第30号 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算について

歳出の部

款 3 民 生 費 (P14)
款 4 衛 生 費 (P18)

上記関係歳入について

日程第2 議案第31号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について

日程第3 議案第32号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

日程第4 議案第33号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について

日程第5 議案第35号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第36号 財産の取得について

日程第7 承認第9号 (専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算について

歳出の部

款10 教 育 費 (P10)

上記関係歳入について

委員長閉会宣言

午前・後 時 分

令和2年9月三宅町議会第3回定例会 [第1号]

議 事 日 程

令和2年9月4日 金曜日
午前 10 時 開 会

開 会 宣 言

- | | | |
|--------|-------------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会 期 の 決 定 | |
| 日程第 3 | 諸 般 の 報 告 | |
| | (1) 会 計 監 査 報 告 | |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 | |
| | (3) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告 | |
| 日程第 4 | 選任第 2 号 | 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 令和元年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3 号 | 令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4 号 | 令和元年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5 号 | 令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第 10 | 認定第 6 号 | 令和元年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 11 | 議案第 30 号 | 令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 31 号 | 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 32 号 | 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第 14 | 議案第 33 号 | 令和2年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 34 号 | 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |

日程第 1 6	議案第 3 5 号	三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 3 6 号	財産の取得について
日程第 1 8	承認第 9 号	(専決処分事項報告) 令和 2 年度三宅町一般会計第 4 回補正予算について
日程第 1 9	同意第 1 4 号	三宅町教育委員会委員の任命について
日程第 2 0	発議第 5 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第 3 1	一般質問について	

令和2年9月三宅町議会第3回定例会会期日程表

令和2年9月 4日 水曜日

15日間

令和2年9月18日 金曜日

目次	開会日	曜 日	時 間	会議の種別
第 1 日目	9 月 4 日	金曜日	午前 1 0 時	定例会開会（提案説明・諸報告）
第 2 日目	9 月 5 日	土曜日		休 会
第 3 日目	9 月 6 日	日曜日		休 会
第 4 日目	9 月 7 日	月曜日	午前 1 0 時	議会再開（一般質問等）
第 5 日目	9 月 8 日	火曜日	午前 9 時 30 分	決算審査特別委員会
第 6 日目	9 月 9 日	水曜日		休 会
第 7 日目	9 月 1 0 日	木曜日	午前 9 時 30 分	決算審査特別委員会
第 8 日目	9 月 1 1 日	金曜日	午前 9 時 30 分	総務建設委員会
第 9 日目	9 月 1 2 日	土曜日		休 会
第 1 0 日目	9 月 1 3 日	日曜日		休 会
第 1 1 日目	9 月 1 4 日	月曜日	午前 9 時 30 分	福祉文教委員会
第 1 2 日目	9 月 1 5 日	火曜日		休 会
第 1 3 日目	9 月 1 6 日	水曜日		休 会
第 1 4 日目	9 月 1 7 日	木曜日		休 会
第 1 5 日目	9 月 1 8 日	金曜日	午前 1 0 時	定例会再々開

監 査 委 員 報 告

令和元年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算、令和2年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について、検査を行い関係書類及び各帳票類の提出を求め関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。が、地方自治法を始めとする関係法令に抵触するところもなく適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和2年9月4日

代表監査委員

片岡嘉夫



選任第 2 号

三宅町決算審査特別委員会委員の選任について

三宅町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会委員を選任するものとする。

令和2年9月4日 提出
三 宅 町 議 会

記

委員長

副委員長

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

オブザーバー

認定第 1 号

令和元年度三宅町一般会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三宅町一般会計歳入歳出決算を下記のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

記

別紙のとおり

認定第 2 号

令和元年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三宅町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を下記のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

記

別紙のとおり

認定第 3 号

令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三宅町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を下記のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

記

別紙のとおり

認定第 4 号

令和元年度三宅町介護保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三宅町介護保険特別会計歳入歳出決算を下記のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

記

別紙のとおり

認定第 5 号

令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三宅町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を下記のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田浩司

記

別紙のとおり

認定第 6 号

令和元年度三宅町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度三宅町水道事業会計決算を別紙のとおり提出し、議会の認定に付する。

令和 2年 9月 4日提出

三宅町長 森 田 浩 司

令和元年度

三宅町水道事業会計決算書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

三 宅 町

令和元年度 三宅町水道事業会計決算書の提出について

令和元年度三宅町水道事業会計の決算を了したので地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき
決算書、並びに証拠書類を添え提出いたします。

令和 2年 5月31日

三宅町長 森 田 浩 司 殿

三宅町水道事業管理者 森 田 浩 司

目 次

1. 令和元年度 三宅町水道事業会計決算報告書	2・3
2. 令和元年度 三宅町水道事業会計損益計算書	4・5
3. 令和元年度 三宅町水道事業会計貸借対照表	6～9
4. 重要な会計方針及び財務諸表注記	10・11
5. 令和元年度 三宅町水道事業会計剰余金計算書	12
6. 令和元年度 三宅町水道事業会計剰余金処分計算書	13
7. 令和元年度 キャッシュフロー計算書	14
8. 財務諸表附属書類	15～20
1. 収益費用明細書	16～18
2. 固定資産明細書	19
3. 企業債明細書	20
9. 令和元年度 三宅町水道事業報告書	21～25
1. 概況	21
2. 工事	22
3. 業務	23
4. その他主要な事項	23～24
5. 会計	25

令和元年度 三宅町水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分		予 算			額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税)
		当初予算額	補正予算額	地方公営企業法 第24条第3項 の規定による支 出額に係る財源 充当額	合 計				
第11款 水道事業収益		182,233,000	0	0	182,233,000	175,475,033	△ 6,757,967	11,974,493	
第1項 営 業 収 益		151,842,000	0	0	151,842,000	144,778,560	△ 7,063,440	11,586,221	
第5項 営業外収益		30,381,000	0	0	30,381,000	30,642,781	261,781	388,272	
第7項 繰 入 金		0	0	0	0	0	0		
第10項 特 別 利 益		10,000	0	0	10,000	53,692	43,692		

支 出 区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営 企業法第26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公営 企業法第24条第3 項の規定 による支 出額	小 計					
						地方公営 企業法第26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第21款 水道事業費用	217,847,000	△ 36,977,000	0	0	0	180,870,000	0	180,870,000	167,773,808	13,096,192	7,393,533
第1項 営業費用	206,755,000	△ 36,977,000	892,000	0	0	170,670,000	0	170,670,000	159,340,498	11,329,502	7,393,533
第5項 営業外費用	9,082,000	0	0	0	0	9,082,000	0	9,082,000	8,433,310	648,690	
第10項 特別損失	10,000	0	0	0	0	10,000	0	10,000	0	10,000	
第15項 予備費	2,000,000	0	△ 892,000	0	0	1,108,000	0	1,108,000	0	1,108,000	

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算				合 計	決 算 額	予算額に比 べ決算額の増減	備 考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税)
	当 予 算 額	補 予 算 額	正 算 額	小 計				
第31款 資本的収入	6,708,000		0	6,708,000	0	6,708,000	△ 473,400	514,600
第1項 負担金	6,708,000		0	6,708,000	0	6,708,000	△ 473,400	514,600
第3項 長期借入金	0		0	0	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算				合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税)
	当 予 算 額	補 予 算 額	正 算 額	小 計			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計	
第41款 資本的支出	58,924,000	△ 7,559,000	0	51,365,000	0	56,451,410	0	0	0	381,600
第1項 建設改良費	7,646,000	△ 7,559,000	0	87,000	0	5,174,800	0	0	0	381,600
第5項 企業償還金	19,693,000		0	19,693,000	0	19,691,610	0	0	0	1,390
第15項 長期借入金 償還金	31,585,000		0	31,585,000	0	31,585,000	0	0	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額50,216,810円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

令和元年度 損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 給水収益	132,735,390		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	<u>456,949</u>	133,192,339	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	53,714,193		
(2) 配水及び給水費	10,368,433		
(3) 受託工事費	470,000		
(4) 総係費	41,845,110		
(5) 減価償却費	45,047,299		
(6) 資産減耗費	<u>501,930</u>	<u>151,946,965</u>	
営業利益			<u>△ 18,754,626</u>
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	570,118		
(2) 補助金	0		
(3) 長期前受金戻入	25,141,888		
(4) 雑収益	<u>4,542,503</u>	30,254,509	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,619,410		
(2) 繰延勘定償却	0		
(3) 雑支出	<u>141,829</u>	<u>3,761,239</u>	<u>26,493,270</u>
経常利益			7,738,644
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	53,692		
(3) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		

(2) 減 損 損 失	0		
(3) 臨 時 損 失	0		
(4) その他特別損失	0		
(5) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>53,692</u>
当年度純利益			7,792,336
前年度繰越利益剰余金			475,714,446
未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>483,506,782</u></u>

令和元年度 貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		96,486,750	
ロ 建物	92,193,824		
減価償却累計額	<u>△ 61,810,111</u>	30,383,713	
ハ 構築物	2,108,902,353		
減価償却累計額	<u>△ 1,269,764,781</u>	839,137,572	
ニ 機械及び装置	424,497,314		
減価償却累計額	<u>△ 331,292,550</u>	93,204,764	
ホ 車両及び運搬具	5,527,340		
減価償却累計額	<u>△ 5,199,606</u>	327,734	
ヘ 工具器具及び備品	2,038,619		
減価償却累計額	<u>△ 1,932,686</u>	105,933	
ト 事務機器及び通信機器	213,650		
減価償却累計額	<u>△ 201,485</u>	12,165	
チ 建設仮勘定		<u>4,770,000</u>	
有形固定資産合計			1,064,428,631
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		<u>130,093</u>	
無形固定資産合計			<u>130,093</u>
固定資産合計			1,064,558,724

2. 流動資産

(1) 現金預金		532,098,445	
(2) 未収金	14,066,162		
貸倒引当金	<u>△ 3,908,693</u>	10,157,469	
(3) 貯蔵品		5,012,887	
(4) 前払金		0	

(5) その他流動資産

0

流動資産合計

547,268,801

資産合計

1,611,827,525

—
7
—

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に

充てる企業債 116,340,097 116,340,097

(2) 他会計借入金

イ 建設改良等の財源に

充てる長期借入金 0 0

(3) 引当金

イ 退職給付引当金 3,057,600 3,057,600

固定負債合計 119,397,697

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に

充てる企業債 20,167,704 20,167,704

(2) 他会計借入金

イ 建設改良等の財源に

充てる長期借入金 0 0

(3) 未払金 31,418,656

(4) 引当金 0

イ 退職給付引当金 0

ロ 賞与引当金 960,000 960,000

(5) その他流動負債 0

流動負債合計 52,546,360

5. 繰延収益

(1) 長期前受金 1,342,807,413

(2) 収益化累計額 △ 883,011,737

繰延収益合計 459,795,676

負債合計 631,739,733

資本の部

6. 資 本 金

322,511,931

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 国 庫 補 助 金 0

ロ 工 事 負 担 金 89,413,338

ハ 開 発 負 担 金 6,943,035

ニ 受贈財産評価額 5,874,000

ホ 給水加入分担金 38,312,647

ヘ その他資本剰余金 33,526,059

資本剰余金合計 174,069,079

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 0

ロ 利益積立金 0

ハ 建設改良積立金 0

ニ 当年度未処分

利益剰余金 483,506,782

利益剰余金合計 483,506,782

剰 余 金 合 計 657,575,861

資 本 合 計 980,087,792

負 債 資 本 合 計 1,611,827,525

重要な会計方針及び財務諸表注記

I 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建物 15～50年
 - 構築物 10～40年
 - 機械及び装置 8～15年
 - 車両及び運搬具 4年
 - 工具器具及び備品 3～15年
 - 事務機器及び通信 3～6年

3 引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

水道事業会計に属する職員の退職手当は、「三宅町水道事業会計に属する企業職員に係る退職手当の一般会計負担額に関する協定書」に基づき、当年度末における当該職員に対する退職手当の要支給額から、当該組合における積立金相当額を控除した額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額を計上している。

（3）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権等それぞれの貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

1 重要な非資金取引

該当なし

Ⅲ 予定貸借対照表等関連

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務
該当なし

2 企業債の償還に係る他会計の負担
該当なし

3 重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項
該当なし

4 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当及び勤勉手当として1,422,330円を支給するため、
賞与引当金1,378,000円を取り崩した。

Ⅳ 重要な後発事象

該当なし

Ⅳ その他の注記

該当なし

令和元年度 三宅町水道事業会計剰余金計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金	資 本 利 余 金								資本合計	
		資 本 利 余 金							利益剰余金		
		国庫補助金	受贈財産 評価額	工事負担金	開発負担金	給水加入 分担金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計			
前年度末残高	322,511,931	0	5,874,000	89,413,338	6,943,035	38,312,647	33,526,059	174,069,079	475,714,446	475,714,446	972,295,456
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	322,511,931	0	5,874,000	89,413,338	6,943,035	38,312,647	33,526,059	174,069,079	475,714,446	475,714,446	972,295,456
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	7,792,336	7,792,336	7,792,336
企業債の償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0		0	0		0	0	7,792,336	7,792,336	7,792,336
当年度末残高	322,511,931	0	5,874,000	89,413,338	6,943,035	38,312,647	33,526,059	174,069,079	483,506,782	483,506,782	980,087,792

令和元年度三宅町水道事業会計 剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金合計	資本剰余金合計	利益剰余金合計
当年度末残高	322, 511, 931	174, 069, 079	483, 506, 782
議会の議決による処分額	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0
法令による処分額	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高	322, 511, 931	174, 069, 079	483, 506, 782

令和元年度 キャッシュフロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	7,792,336
2. 減価償却費	45,047,299
3. 固定資産除却費	1,930
4. 退職給付引当金増加額	0
5. 賞与引当金増加額	△418,000
6. 修繕引当金増加額	0
7. 貸倒引当金増加額	100,000
8. その他引当金増加額	0
9. 長期前受金戻入額	△25,141,888
10. 受取利息及び配当金	△570,118
11. 支払利息及び企業債取扱諸費	3,619,410
12. 営業及び営業外未収金減少額	29,200
13. たな卸資産の減少額	500,000
14. 営業及び営業外未払金・未払費用増加額	△1,103,320
15. 前払金・前払費用減少額	0
16. 前受金・仮受金増加額	0
17. その他流動負債の増加額	0
18. その他流動負債の減少額	0
小 計	<u>29,856,849</u>
19. 受取利息及び配当金	570,118 円
20. 支払利息及び企業債取扱諸費	△3,619,410
業務活動によるキャッシュ・フロー (①)	<u>26,807,557</u>

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

1. 固定資産取得・建設改良事業等実施額	△4,793,200
2. 加入分担金による収入	5,720,000
3. 工事負担金による収入	0
4条特定収入消費税の圧縮記帳額	0
4. 他会計繰入金による収入	0
5. 投資活動に伴う未収金等の債務の減少額	0
6. 投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	1,354,650
その他投資による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー (②)	<u>2,281,450</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

1. 建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	0
2. 建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△19,691,610
3. 建設改良等の財源に充てるための長期借入金による収入	0
4. 建設改良等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△31,585,000
財務活動によるキャッシュ・フロー (③)	<u>△51,276,610</u>

IV 現金預金の増加額 (④=①+②+③)

△22,187,603

V 現金預金の期首残高

554,286,048

VI 現金預金の期末残高

532,098,445

令和元年度 収益費用明細書

款	項	目	節	金 額	備 考
水道事業収益				円 163,500,540	
	営業収益			133,192,339	
		給水収益		132,735,390	
			水道料金	132,735,390	
		受託工事収益		0	
			移設工事収益	0	
		その他営業収益		456,949	
			材料売却収益	312,949	止水栓・メーターボックス
			手数料	144,000	開栓手数料
			雑収益	0	
	営業外収益			30,254,509	
		受取利息及び 配当金		570,118	
			預金利息	570,118	普通預金利息 定期預金利息
		長期前受金戻入		25,141,888	
			他会計負担金	29,682	
			工事負担金	20,590,551	
			加入分担金	3,815,156	
			その他長期前受金	706,499	
		雑収益		4,542,503	
			その他雑収益	4,542,503	公共下水道料金徴収委託料 職員駐車料金
	特別利益			53,692	
		過年度損益修正益		53,692	
			過年度損益修正益	53,692	磯城郡水道準備室職員 派遣費用負担金戻入
合 計				163,500,540	

令和元年度 収益費用明細書

款	項	目	節	金 額	
水道事業費用	営業費用			円	
				155,708,204	
				151,946,965	
		原水及び浄水費		53,714,193	
			手数料	912,740	水質検査手数料他
			動力費	15,158,303	電気代
			薬品費	1,183,150	浄水用薬品代
			受水費	36,460,000	県水受水費
		配水及び給水費		10,368,433	
			備消耗品費	275,120	事務用消耗品
			燃料費	17,250	給水車燃料費他
			印刷製本費	30,101	料金早見表
			通信運搬費	9,469	郵送料
			委託料	4,452,000	各設備点検保守委託
			手数料	15,000	給水車車検代行費
			賃借料	122,280	近鉄敷地内水道管理 設敷地料
			修繕費	4,952,513	水道施設修繕取替費
			路面復旧費	75,000	舗装材
			材料費	340,510	メーターボックス他
			公課費	31,500	給水車重量税
			保険料	47,690	給水車自賠責保険料
		受託工事費		470,000	
			委託料	470,000	飛鳥川河川改修に伴 う水道管移設設計
			工事請負費	0	
		総係費		41,845,110	
			給料	7,049,400	職員2名分
			手当	2,847,891	〃
			賞与引当金繰入額	960,000	〃

令和元年度 収益費用明細書

款	項	目	節	金 額	
				円	
			賃金	2,635,316	嘱託職員1名分
			法定福利費	4,065,707	職員2名、嘱託1名分
			旅費	0	
			備消耗品費	308,290	事務用消耗品
			燃料費	42,402	公用車ガソリン代
			光熱水費	31,862	ガス代
			印刷製本費	383,000	納付書他
			通信運搬費	537,777	郵送料及び電話代
			委託料	14,591,139	各種業務委託料
			手数料	621,738	口座振替手数料他
			賃借料	2,394,045	水道事業会計・料金システム賃借料他
			修繕費	369,813	計装室修繕工事代他
			公課費	6,600	公用車重量税
			会費負担金	91,000	日本水道協会正会員費他
			負担金	4,625,710	礪波郡広域化準備室負担金他
			保険料	183,420	日本水道協会水道賠償責任保険料他
			貸倒引当金繰入額	100,000	
		減価償却費		45,047,299	
		有形固定資産減価償却費		45,047,299	各減価償却費
		資産減耗費		501,930	
		固定資産除却費		1,930	量水器
		たな卸資産減耗費		500,000	量水器他
	営業外費用			3,761,239	
		支払利息及び企業債取扱諸費		3,619,410	
		企業債利息		3,572,032	財務省近畿財務局他
		借入金利息		47,378	
		雑支出		141,829	

令和元年度 収益費用明細書

款	項	目	節	金 額	
				円	
			その他営業外費用雑支出	141,829	納税計算上の消費税 差額分
			国庫補助金返還金	0	
	特別損失			0	
		過年度損益修正損		0	
			過年度損益修正損	0	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
	予備費			0	
		予備費		0	
			予備費	0	
合 計				155,708,204	

水道事業会計

令和元年度 固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償還未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
土地	96,486,750			96,486,750				96,486,750	
建物	92,193,824			92,193,824	1,234,358		61,810,111	30,383,713	
構築物	2,108,902,353			2,108,902,353	37,869,277		1,269,764,781	839,137,572	
機械及び装置	424,512,714	23,200	38,600	424,497,314	5,943,664	36,670	331,292,550	93,204,764	
車両及び運搬具	5,527,340			5,527,340			5,199,606	327,734	
工具・器具及び備品	2,038,619			2,038,619			1,932,686	105,933	
事務機器及び通信機器	213,650			213,650			201,485	12,165	
計	2,729,875,250	23,200	38,600	2,729,859,850	45,047,299	36,670	1,670,201,219	1,059,658,631	

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却額	年度末現在高	備考
施設利用権	130,093				130,093	
計	130,093				130,093	

令和元年度 企業債明細書

水道事業会計

種 類	発行年月日	発行総額	償 還 額		未償還残額	利率%	償還終期	借 入 先
			当期償還額	償還額累計				
上水道事業	平成 7年12月11日	29,000,000	1,385,838	20,552,929	8,447,071	3.1500	令和7年9月25日	政府資金
上水道事業	平成 9年11月28日	120,000,000	5,231,297	76,894,367	43,105,633	2.2000	令和9年9月25日	政府資金
上水道事業	平成10年 2月27日	94,800,000	4,146,408	60,486,417	34,313,583	2.3000	令和9年9月25日	政府資金
上水道事業	平成11年 3月25日	4,600,000	193,695	2,661,990	1,938,010	2.1000	令和11年3月1日	政府資金
【借入先区分計】		248,400,000	10,957,238	160,595,703	87,804,297			
上水道事業	平成7年12月11日	11,600,000	627,846	9,236,065	2,363,935	3.2500	令和5年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業	平成7年12月11日	17,400,000	938,944	13,868,697	3,531,303	3.2000	令和5年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業	平成9年11月28日	20,000,000	974,859	14,220,913	5,779,087	2.3000	令和7年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業 (臨時特利)	平成9年11月28日	60,000,000	2,918,064	42,729,583	17,270,417	2.2500	令和7年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業	平成10年2月27日	15,800,000	771,848	11,216,900	4,583,100	2.3500	令和7年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業	平成10年2月27日	47,400,000	2,315,545	33,650,697	13,749,303	2.3500	令和7年9月20日	地方公共団体金融機構
上水道事業	平成11年3月30日	4,000,000	187,266	2,573,641	1,426,359	2.1000	令和9年3月20日	地方公共団体金融機構
【借入先区分計】		176,200,000	8,734,372	127,496,496	48,703,504			
【総 合 計】		424,600,000	19,691,610	288,092,199	136,507,801			

(単位 円)

令和元年度三宅町水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

令和2年3月末日において、給水栓数2,981件、給水人口6,820人、普及率100%であります。建設改良事業は、県水転換に伴う配水管改修実施設計業務を実施しました。

(2) 経理状況

予算書第3条に基づく収益的収入では、昨年に比べ約1.5%減の175,475千円で、主な収入は水道使用料・材料売却・手数料及び預金利息や下水道使用料徴収委託事務手数料等であります。

一方支出では昨年に比べ約3.2%減の167,774千円で、その主な費用は動力費・薬品費・県水受水費・委託料・人件費・修繕費・企業債利息等であります。従いまして、収支の差引は当年度7,701千円の収入増となりました。

また、予算書第4条に基づく資本的収入では、昨年に比べ約55.8%増の6,235千円で、その内訳は加入分担金6,235千円でした。

一方支出では昨年に比べ約157.2%増の56,451千円で、その内訳は建設改良費5,175千円、企業債元金償還金19,692千円、長期借入金償還金31,585千円となり、収支の差引は当年度50,216千円の収入減となりました。収入不足の50,216千円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提案年月日	議決年月日
認定第6号	平成30年度三宅町水道事業会計歳入歳出決算認定について	令和1年9月4日	令和1年9月20日
議案第45号	三宅町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	令和1年9月4日	令和1年9月20日
議案第56号	令和元年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について	令和1年12月13日	令和1年12月13日
議案第6号	令和2年度三宅町水道事業会計について	令和2年3月4日	令和2年3月23日
議案第12号	令和元年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について	令和2年3月4日	令和2年3月23日

(4) 職員に関する事項

職員別	令和2年度3月31日現在職員数	平成31年度3月31日現在職員数	増減
事務職員	2人	1人	1
技術職員	0人	1人	△1
計	2人	2人	0

2. 工事

(1) 建設工事の概要

(税込)

工事名	本年度施工内容	本年度工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
県水転換に伴う配水管改修実施設計業務	配水管改修設計 1式	5,152千円	平成31年1月16日	令和1年6月28日	伴 堂 地 内

3. 業 務

(1) 業務量

区 分	令和元年度	30年度	比 較	
			増	減 (%)
給 水 人 口 (人)	6,820	6,877	△ 57	△ 0.83
給 水 戸 数 (戸)	2,970	2,977	△ 7	△ 0.24
年 間 配 水 量 (m³)	674,369	673,749	620	0.09
年 間 有 収 水 量 (m³)	643,891	651,709	△ 7,818	△ 1.20
有 収 水 量 率 (%)	95.48	96.73	△ 1.25	△ 1.29
1 日 最 大 配 水 量 (m³)	2,228	2,375	△ 147	△ 6.19
1 日 平 均 配 水 量 (m³)	1,843	1,846	△ 3	△ 0.16

4. その他主要な事項

(1) 水道事業の経営分析率

項 目	令和元年度	30 年 度	増 減	算 式	備 考
施設使用率 (%)	69.29	69.39	△ 0.10	$\frac{1 \text{ 日 平 均 配 水 量}}{1 \text{ 日 配 水 能 力}} \times 100$	
最大稼働率 (%)	83.76	89.29	△ 5.53	$\frac{1 \text{ 日 最 大 配 水 量}}{1 \text{ 日 配 水 能 力}} \times 100$	
負 荷 率 (%)	82.72	77.73	4.99	$\frac{1 \text{ 日 平 均 配 水 量}}{1 \text{ 日 最 大 配 水 量}} \times 100$	
職 当 員 一 人 り	給水人口 (人)	2,273	△ 19	給 水 人 口 職 員 数	
	総 水 量 (m³)	224,787	207	年 間 総 水 量 職 員 数	

(2) 費用区分

区 分	元 年 度		30 年 度		比 較		備 考
	金 額	有収水量 1 m ³ 当り	金 額	有収水量 1 m ³ 当り	金 額	有収水量 1 m ³ 当り	
人 件 費	基 本 給	7,267 千円	11 円 29 銭	8,494 千円	13 円 03 銭	△ 1,227 千円	△ 1 円 74 銭
	手 当	3,590 千円	5 円 58 銭	5,237 千円	8 円 04 銭	△ 1,647 千円	△ 2 円 46 銭
	賃 金	2,635 千円	4 円 09 銭	2,630 千円	4 円 04 銭	5 千円	円 05 銭
	退職給付金	0 千円	円 00 銭	0 千円	円 00 銭	0 千円	円 銭
	法定福利費	4,066 千円	6 円 31 銭	4,822 千円	7 円 40 銭	△ 756 千円	△ 1 円 09 銭
計		17,558 千円	27 円 27 銭	21,183 千円	32 円 51 銭	△ 3,625 千円	△ 5 円 24 銭
一 時 借 入 金 利 息	48 千円	円 07 銭	50 千円	円 08 銭	△ 2 千円	△ 01 銭	
企 業 債 利 息	3,572 千円	5 円 55 銭	4,036 千円	6 円 19 銭	△ 464 千円	△ 64 銭	
減 価 償 却 費	45,047 千円	69 円 96 銭	45,528 千円	69 円 86 銭	△ 481 千円	10 銭	
動 力 費	15,158 千円	23 円 54 銭	15,140 千円	23 円 23 銭	18 千円	31 銭	
修 繕 費	5,323 千円	8 円 27 銭	5,837 千円	8 円 96 銭	△ 514 千円	△ 69 銭	
材 料 費	341 千円	0 円 53 銭	480 千円	0 円 74 銭	△ 139 千円	△ 21 銭	
薬 品 費	1,183 千円	1 円 84 銭	1,005 千円	1 円 54 銭	178 千円	30 銭	
受 水 費	36,460 千円	56 円 62 銭	36,580 千円	56 円 13 銭	△ 120 千円	49 銭	
そ の 他	6,226 千円	9 円 67 銭	30,691 千円	47 円 09 銭	△ 24,465 千円	△ 37 円 42 銭	
費 用 合 計	130,916 千円	203 円 32 銭	160,530 千円	246 円 34 銭	△ 29,614 千円	△ 43 円 01 銭	

ただし、費用合計には受託工事費及び特別損失を除く。

5. 会 計

(1) 重要契約の要旨(500万円以上) (税込)

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方
平成 30 年 4 月 1 日	7,171 千円	浄水場夜間警備業務	アスカ美装(株)
平成 31 年 1 月 15 日	5,152 千円	県水転換に伴う配水管改修実施設計業務	内外エンジニアリング(株)
平成 31 年 1 月 15 日	36,300 千円	浄水場施設撤去実施設計・管理棟改修詳細設計業務	日本水工設計(株)

(2) 企業債及び一時借入金の内容

イ. 企業債の概況

前年度未償還残高	本年度借入金	本年度償還高	本年度未償還残高
156,199,411 円	0 円	19,691,610 円	136,507,801 円

ロ. 一時借入金の概況

前年度未償還残高	本年度借入金	本年度償還高	本年度未償還残高
31,585,000 円	0 円	31,585,000 円	0 円

令和元年度三宅町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項により、令和元年度三宅町水道事業会計決算書・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・事業報告書・財務諸表書類並びに関係諸帳簿・証拠書類・提出された書類を照査し、その内容を検討した結果、計数的に正確なものと認めます。

令和2年8月24日

片岡 嘉夫



三宅町監査委員

松田 晴光



令和 2 年度

三宅町一般会計
第 5 回補正予算書

令和2年度三宅町一般会計第5回補正予算

令和2年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232,115千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,355,309千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年9月4日提出
三宅町長 森田浩司

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	1,659,000	97,596	1,756,596
	1 地方交付税	1,659,000	97,596	1,756,596
13	使用料及び手数料	43,319	2	43,321
	2 手数料	18,435	2	18,437
14	国庫支出金	1,212,436	90,823	1,303,259
	1 国庫負担金	167,867	615	168,482
	2 国庫補助金	1,042,075	90,208	1,132,283
15	県支出金	206,343	285	206,628
	1 県負担金	105,199	285	105,484
19	繰越金	10,000	41,023	51,023
	1 繰越金	10,000	41,023	51,023
20	諸収入	20,283	2,386	22,669
	6 雑入	20,231	2,386	22,617
歳 入 合 計		5,123,194	232,115	5,355,309

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	64,403	△808	63,595
	1 議会費	64,403	△808	63,595
2	総務費	2,196,209	185,435	2,381,644
	1 総務管理費	2,112,161	176,666	2,288,827
	3 戸籍住民基本台帳費	12,567	8,580	21,147
	4 選挙費	10,361	189	10,550
3	民生費	1,163,294	3,614	1,166,908
	1 社会福祉費	743,260	7,818	751,078
	2 児童福祉費	420,034	△4,204	415,830
4	衛生費	267,064	7,397	274,461
	1 保健衛生費	151,531	8,333	159,864
	2 清掃費	115,533	△936	114,597
9	消防費	177,833	15,110	192,943
	1 消防費	177,833	15,110	192,943
10	教育費	294,241	17,189	311,430
	1 教育総務費	88,842	352	89,194
	2 小学校費	62,963	18,090	81,053
	3 中学校費	69,507	5,446	74,953
	5 社会教育費	59,026	△6,699	52,327
14	予備費	26,700	4,178	30,878
	1 予備費	26,700	4,178	30,878
歳 出 合 計		5,123,194	232,115	5,355,309

第2表

為 行 担 負 務 債

事 項	期 間	限 度 額
放課後児童健全育成事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 57,775

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

2 歳 入

10款 地方交付税	97,596千円
1項 地方交付税	97,596千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 1,659,000	千円 97,596	千円 1,756,596
計	1,659,000	97,596	1,756,596

13款 使用料及び手数料	2千円
2項 手数料	2千円

3 衛生手数料	15,251	2	15,253
計	18,435	2	18,437

14款 国庫支出金	90,823千円
1項 国庫負担金	615千円

2 民生負担金	167,687	615	168,302
計	167,867	615	168,482

14款 国庫支出金	90,823千円
2項 国庫補助金	90,208千円

1 総務補助金	886,851	89,633	976,484
8 教育補助金	5,379	575	5,954
計	1,042,075	90,208	1,132,283

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 97,596	普通交付税	千円 97,596

1 環境衛生手数料	2	廃棄物処理手数料滞納分	2

6 社会福祉負担金	579	障害者自立支援費等負担金	579
15 介護保険料軽減強化負担金	36	介護保険料軽減強化負担金（過年度分）	36

4 企画補助金	8,580	社会保障・税番号制度補助金	8,580
8 地方創生臨時交付金	81,053	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	81,053
1 小学校補助金	575	公立学校情報機器整備費補助金	575

15款 県支出金
1項 県負担金

285千円

285千円

目	補正前の額	補正額	計
2 民生負担金	千円 105,109	千円 285	千円 105,394
計	105,199	285	105,484

19款 繰越金
1項 繰越金

41,023千円

41,023千円

1 繰越金	10,000	41,023	51,023
計	10,000	41,023	51,023

20款 諸収入
6項 雑入

2,386千円

2,386千円

1 雑入	20,181	2,386	22,567
計	20,231	2,386	22,617

節		説	明
区 分	金 額		
4 社会福祉負担金	千円 267	障害者自立支援費等負担金	千円 267
12 介護保険料軽減強化負担金	18	介護保険料軽減強化負担金（過年度分）	18

1 繰越金	41,023	前年度歳計剰余金繰越金	41,023

1 雑入	2,276	健康子ども課雑入	1,847
		環境衛生課雑入	429
7 助成事業助成金	110	消防助成事業	110

3 歳 出

1 款 議会費

△808千円

1 項 議会費

△808千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 64,403	千円 △808	千円 63,595	千円	千円	千円	千円 △808
計	64,403	△808	63,595	0	0	0	△808

2 款 総務費

185,435千円

1 項 総務管理費

176,666千円

1 一般管理費	291,202	2,859	294,061				2,859
3 財産管理費	57,682	20,429	78,111	20,000		429	
4 企画費	138,353	△5,378	132,975	5,000			△10,378
7 複合施設整備費	888,288	20,606	908,894	20,606			
8 財政調整基金費	1,607	134,640	136,247				134,640
10 特別定額給付金事業	707,917	3,510	711,427	3,510			

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △808	議員報酬	千円 △808

2 給料	1,373	会計年度任用職員給料	1,373
3 職員手当等	1,584	地域手当	42
		通勤手当	16
		時間外勤務手当	1,296
		期末勤勉手当	230
4 共済費	486	その他社会保険料	486
19 負担金補助及び交付金	△584	退職手当組合負担金	△584
13 委託料	20,000	その他委託料	20,000
25 積立金	429	公共施設等整備基金積立金	429
13 委託料	4,616	電算事務委託料	4,616
18 備品購入費	△9,994	備品購入費	△9,994
13 委託料	19,856	電算事務委託料	19,856
18 備品購入費	750	備品購入費	750
25 積立金	134,640	公債償還基金積立金	134,640
12 役務費	10	通信運搬費	6
		手数料	4

2 款 総務費

185,435千円

1 項 総務管理費

176,666千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,112,161	176,666	2,288,827	49,116	0	429	127,121

2 款 総務費

185,435千円

3 項 戸籍住民基本台帳費

8,580千円

1 戸籍住民基本台帳費	12,567	8,580	21,147	8,580			
計	12,567	8,580	21,147	8,580	0	0	0

2 款 総務費

185,435千円

4 項 選挙費

189千円

2 参議院議員選挙費	0	89	89				89
11 知事及び県議会議員選挙費	0	100	100				100
計	10,361	189	10,550	0	0	0	189

3 款 民生費

3,614千円

1 項 社会福祉費

7,818千円

1 社会福祉総務費	406,241	1,359	407,600				1,359
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	千円 3,500	扶助費 千円 3,500

13 委託料	8,580	電算事務委託料 8,580

23 償還金利子及 び割引料	89	返還金 89
23 償還金利子及 び割引料	100	返還金 100

1 報酬	24	委員報酬 24
3 職員手当等	810	時間外勤務手当 810
11 需用費	5	消耗品費 5

3 款 民生費

3,614千円

1 項 社会福祉費

7,818千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 老人福祉費	191,513	154	191,667				154
7 後期高齢者 医療費	121,656	6,305	127,961				6,305
計	743,260	7,818	751,078	0	0	0	7,818

3 款 民生費

3,614千円

2 項 児童福祉費

△4,204千円

1 児童福祉総 務費	151,875	623	152,498				623
2 母子福祉費	4,498	213	4,711				213
6 幼稚園費	239,499	△5,199	234,300				△5,199

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	千円 △66	負担金	千円 △66
23 償還金利子及 び割引料	586	返還金	586
23 償還金利子及 び割引料	154	返還金	154
19 負担金補助及 び交付金	6,305	負担金	6,305

23 償還金利子及 び割引料	623	返還金	623
23 償還金利子及 び割引料	213	返還金	213
1 報酬	4,655	非常勤職員報酬	4,655
2 給料	△4,296	一般職給料	△5,498
		会計年度任用職員給料	1,202
3 職員手当等	△2,557	地域手当	△129
		住居手当	△168
		通勤手当	△120
		時間外勤務手当	△361
		期末勤勉手当	△1,779

3 款 民生費

3,614千円

2 項 児童福祉費

△4,204千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 放課後児童 健全育成事 業費	24,162	159	24,321				159
計	420,034	△4,204	415,830	0	0	0	△4,204

4 款 衛生費

7,397千円

1 項 保健衛生費

8,333千円

1 保健衛生総 務費	151,125	8,333	159,458	7,769			564
---------------	---------	-------	---------	-------	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	千円 △1,879	共済費 その他社会保険料	千円 △1,703 △176
12 役務費	569	保険料	569
13 委託料	△1,691	その他委託料	△1,691
23 償還金利子及 び割引料	159	返還金	159

1 報酬	36	非常勤職員報酬	36
8 報償費	137	報償費	137
11 需用費	1,017	消耗品費 医薬材料費	517 500
12 役務費	219	通信運搬費 手数料 保険料	133 56 30
13 委託料	1,442	その他委託料	1,442
18 備品購入費	2,660	備品購入費	2,660
20 扶助費	2,345	扶助費	2,345
23 償還金利子及 び割引料	449	返還金	449

4 款 衛生費

7,397千円

1 項 保健衛生費

8,333千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	151,531	8,333	159,864	7,769	0	0	564

4 款 衛生費

7,397千円

2 項 清掃費

△936千円

1 清掃総務費	115,533	△936	114,597				△936
計	115,533	△936	114,597	0	0	0	△936

9 款 消防費

15,110千円

1 項 消防費

15,110千円

1 消防総務費	165,452	15,000	180,452	15,000			
3 非常備消防費	10,739	110	10,849			110	
計	177,833	15,110	192,943	15,000	0	110	0

10 款 教育費

17,189千円

1 項 教育総務費

352千円

2 事務局費	87,347	352	87,699				352
計	88,842	352	89,194	0	0	0	352

節		説	明
区 分	金 額		
27 公課費	千円 28	公課費	千円 28

19 負担金補助及 び交付金	△936	負担金	△936

18 備品購入費	15,000	備品購入費	15,000
18 備品購入費	110	備品購入費	110

3 職員手当等	180	時間外勤務手当	180
23 償還金利子及 び割引料	172	返還金	172

10款 教育費

17,189千円

2項 小学校費

18,090千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 38,556	千円 18,090	千円 56,646	千円 4,731	千円 5,900	千円	千円 7,459
計	62,963	18,090	81,053	4,731	5,900	0	7,459

10款 教育費

17,189千円

3項 中学校費

5,446千円

1 中学校費	69,507	5,446	74,953	5,012			434
計	69,507	5,446	74,953	5,012	0	0	434

10款 教育費

17,189千円

5項 社会教育費

△6,699千円

2 公民館費	23,041	△6,699	16,342		△5,900		△799
計	59,026	△6,699	52,327	0	△5,900	0	△799

14款 予備費

4,178千円

1項 予備費

4,178千円

1 予備費	26,700	4,178	30,878				4,178
計	26,700	4,178	30,878	0	0	0	4,178

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 15,670	各種保安全管理委託料	千円 546
		電算事務委託料	15,124
18 備品購入費	2,420	備品購入費	2,420

19 負担金補助及 び交付金	5,446	負担金	5,446

13 委託料	△5,949	その他委託料	△5,949
18 備品購入費	△750	備品購入費	△750

令和 2 年度

三宅町国民健康保険特別会計
第 2 回補正予算書

令和２年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算

令和２年度の三宅町国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９７５千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２３，３９８千円とする。
- ２ 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月４日提出
三宅町長 森田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰越金	1,000	975	1,975
	1 繰越金	1,000	975	1,975
	歳 入 合 計	722,423	975	723,398

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	173,236	156	173,392
	1 医療給付費分	122,558	156	122,714
8	諸支出金	1,138	192	1,330
	1 償還金及び還付加算金	1,138	192	1,330
9	予備費	1,041	627	1,668
	1 予備費	1,041	627	1,668
歳 出 合 計		722,423	975	723,398

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

7 款 繰越金

975千円

1 項 繰越金

975千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1, 000	千円 975	千円 1, 975
計	1, 000	975	1, 975

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 975	前年度繰越金	千円 975

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

156千円

1 項 医療給付費分

156千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 退職被保険者医療給付費分	千円 0	千円 156	千円 156	千円	千円	千円	千円 156
計	122, 558	156	122, 714	0	0	0	156

8 款 諸支出金

192千円

1 項 償還金及び還付加算金

192千円

3 償還金	0	192	192				192
計	1, 138	192	1, 330	0	0	0	192

9 款 予備費

627千円

1 項 予備費

627千円

1 予備費	1, 041	627	1, 668				627
計	1, 041	627	1, 668	0	0	0	627

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	千円 156	負担金	千円 156

23 償還金利子及 び割引料	192	返還金	192

令和 2 年度

三宅町後期高齢者医療特別会計
第 1 回補正予算書

令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算

令和2年度の三宅町後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,783千円とする。
- 2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出
三宅町長 森田浩司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰越金	1	63	64
	1 繰越金	1	63	64
	歳 入 合 計	132,720	63	132,783

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	125,423	63	125,486
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	125,423	63	125,486
	歳 出 合 計	132,720	63	132,783

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

5 款 繰越金

63千円

1 項 繰越金

63千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1	千円 63	千円 64
計	1	63	64

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 63	前年度繰越金	千円 63

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

63千円

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

63千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 125,423	千円 63	千円 125,486	千円	千円	千円 63	千円
計	125,423	63	125,486	0	0	63	0

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	千円 63	負担金	千円 63

令和 2 年度

三宅町介護保険特別会計
第 1 回補正予算書

令和 2 年度三宅町介護保険特別会計第 1 回補正予算

令和 2 年度の三宅町介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23, 859 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 828, 859 千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	国庫支出金	183,975	3,485	187,460
	1 国庫負担金	131,303	3,485	134,788
5	支払基金交付金	207,479	202	207,681
	1 支払基金交付金	207,479	202	207,681
6	県支出金	115,189	8,833	124,022
	1 県負担金	107,607	8,833	116,440
7	繰入金	128,865	△6,117	122,748
	2 基金繰入金	6,117	△6,117	0
9	繰越金	100	17,456	17,556
	1 繰越金	100	17,456	17,556
歳 入 合 計		805,000	23,859	828,859

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	諸支出金	100	5,011	5,111
	1 償還金及び還付加算金	100	5,011	5,111
8	基金積立金	52	18,848	18,900
	1 基金積立金	52	18,848	18,900
歳 出 合 計		805,000	23,859	828,859

1 総括
(歳入)

5

(歲 出)

[illegible]

2 歳 入

4 款 国庫支出金 3,485千円

1 項 国庫負担金 3,485千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	千円 131,303	千円 3,485	千円 134,788
計	131,303	3,485	134,788

5 款 支払基金交付金 202千円

1 項 支払基金交付金 202千円

1 介護給付費交付金	198,479	202	198,681
計	207,479	202	207,681

6 款 県支出金 8,833千円

1 項 県負担金 8,833千円

1 介護給付費負担金	107,607	8,833	116,440
計	107,607	8,833	116,440

7 款 繰入金 △6,117千円

2 項 基金繰入金 △6,117千円

1 介護給付費準備基金繰入金	6,117	△6,117	0
計	6,117	△6,117	0

9 款 繰越金 17,456千円

1 項 繰越金 17,456千円

1 繰越金	100	17,456	17,556
計	100	17,456	17,556

節		説	明
区 分	金 額		
2 過年度分	千円 3,485	過年度分介護給付費国庫負担金	千円 3,485

2 過年度分	202	過年度分介護給付費交付金	202

2 過年度分	8,833	過年度分介護給付費県負担金	8,833

1 介護給付費準備基金繰入金	△6,117	介護給付費準備基金繰入金	△6,117

1 繰越金	17,456	繰越金	17,456

3 歳 出

6 款 諸支出金

5,011千円

1 項 償還金及び還付加算金

5,011千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	千円 0	千円 5,011	千円 5,011	千円	千円	千円	千円 5,011
計	100	5,011	5,111	0	0	0	5,011

8 款 基金積立金

18,848千円

1 項 基金積立金

18,848千円

1 介護給付費 準備基金積 立金	52	18,848	18,900				18,848
計	52	18,848	18,900	0	0	0	18,848

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及 び割引料	千円 5,011	返還金	千円 5,011

25 積立金	18,848	介護給付費準備基金積立金	18,848

議案第 34 号

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年 9月 4日

三宅町長 森田 浩司

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、三宅町議会議員選挙及び三宅町長選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 三宅町議会議員選挙及び三宅町長選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により三宅町(以下「町」という。)に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、三宅町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選

挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 64,500 円を超える場合には、64,500 円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 15,800 円を超える場合には、15,800 円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が 12,500 円を超える場合には、12,500 円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第 5 条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第 1 号に定める契約と同条第 2 号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 6 条 候補者は、第 8 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第 7 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において

選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月12日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三宅町議会議員選挙及び三宅町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 35 号

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町手数料徴収条例（平成12年3月三宅町条例第24号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月4日 提出
三宅町長 森田 浩 司

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三宅町手数料徴収条例（平成１２年３月三宅町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２２号を削り、第２３号から第２９号を１号ずつ繰り上げる。

附 則
（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行し、令和２年５月２５日から適用する。

三宅町手数料徴収条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(21) (略)	(1)～(21) (略)
(22) 個人番号カード再交付手数料 (略)	(22) 通知カード再交付手数料 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項の規定に基づき通知カードの再交付 1件につき 500円
(23) 固定資産に関する証明手数料 (略)	(23) 個人番号カード再交付手数料 (略)
(24) 公簿、公文書及び図書の閲覧手数料 (略)	(24) 固定資産に関する証明手数料 (略)
(25) 屋外広告物許可申請手数料 (略)	(25) 公簿、公文書及び図書の閲覧手数料 (略)
(26) 固定資産に関する地番参考図(航空写真図を含む)の写しの交付手数料 (略)	(26) 屋外広告物許可申請手数料 (略)
(27) 行政不服審査法に基づく交付手数料 (略)	(27) 固定資産に関する地番参考図(航空写真図を含む)の写しの交付手数料 (略)
(28) その他の証明手数料 (略)	(28) 行政不服審査法に基づく交付手数料 (略)
	(29) その他の証明手数料 (略)

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | I C T環境整備事業学習系端末一式 |
| 2 | 契約の方法 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約

(奈良県域 GIGA スクール構想推進協議会において企画競争(プロポーザル方式)にて決定された業者との随意契約) |
| 3 | 契約金額 | 金16,445,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良県奈良市高天町10番地の1 T.T.ビル4階

キステム株式会社 奈良本社 事業統括取締役 井門英也 |

承認第 9 号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算に関する専決処分書

令和2年度三宅町一般会計第4回補正予算は、新型コロナウイルス感染症関連支援事業に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年 7月31日
三宅町長 森田 浩 司

令和 2 年度

三宅町一般会計
第 4 回補正予算書

令和 2 年度三宅町一般会計第 4 回補正予算

令和 2 年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 8, 0 5 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 2 3, 1 9 4 千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 7 月 3 1 日 専決
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	1,125,277	87,159	1,212,436
	2 国庫補助金	954,916	87,159	1,042,075
15	県支出金	195,444	10,899	206,343
	2 県補助金	74,539	10,899	85,438
歳 入 合 計		5,025,136	98,058	5,123,194

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	253,979	13,085	267,064
	1 保健衛生費	138,446	13,085	151,531
7	商工費	11,488	82,507	93,995
	1 商工費	11,488	82,507	93,995
10	教育費	291,775	2,466	294,241
	2 小学校費	60,497	2,466	62,963
歳 出 合 計		5,025,136	98,058	5,123,194

1 総括
(歳入)

5

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金 87,159千円
 2 項 国庫補助金 87,159千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務補助金	千円 800,239	千円 86,612	千円 886,851
8 教育補助金	4,832	547	5,379
計	954,916	87,159	1,042,075

1 5 款 県支出金 10,899千円
 2 項 県補助金 10,899千円

5 商工補助金	0	10,224	10,224
8 教育補助金	2,388	675	3,063
計	74,539	10,899	85,438

節		説	明
区 分	金 額		
8 地方創生臨時 交付金	千円 86,612	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 86,612
1 小学校補助金	547	学校保健特別対策事業費補助金	547

1 商工補助金	10,224	県内消費喚起支援事業補助金	10,224
2 小学校補助金	675	教育支援体制整備事業費補助金	675

3 歳 出

4 款 衛生費

13,085千円

1 項 保健衛生費

13,085千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 138,040	千円 13,085	千円 151,125	千円 13,085	千円	千円	千円
計	138,446	13,085	151,531	13,085	0	0	0

7 款 商工費

82,507千円

1 項 商工費

82,507千円

1 商工振興費	11,488	82,507	93,995	82,507			
計	11,488	82,507	93,995	82,507	0	0	0

10 款 教育費

2,466千円

2 項 小学校費

2,466千円

1 学校管理費	36,090	2,466	38,556	2,466			
計	60,497	2,466	62,963	2,466	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 役務費	千円 110	通信運搬費	千円 110
13 委託料	12,975	その他委託料	12,975

3 職員手当等	720	時間外勤務手当	720
11 需用費	100	消耗品費	50
		印刷製本費	50
12 役務費	1,774	通信運搬費	1,774
13 委託料	79,913	その他委託料	79,913

1 報酬	1,350	非常勤職員報酬	1,350
11 需用費	250	消耗品費	250
18 備品購入費	866	備品購入費	866

同意第 14 号

三宅町教育委員会委員の任命について

下記の者を三宅町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

住 所 奈良県磯城郡三宅町大字石見 3 番地の 1

氏 名 巽 公 良（たつみ きみよし）

生年月日 昭和 28 年 12 月 13 日

氏 名 たつみ きみ よし
 巽 公 良

生年月日 昭和28年12月13日（66歳）

現 住 所 奈良県磯城郡三宅町大字石見3番地の1

経 歴

昭和51年 3月 関西大学文学部国文学科 卒業

昭和51年 4月 奈良県立広陵高等学校教諭

昭和57年 4月 奈良県立平城高等学校教諭

平成 4年 4月 奈良県立桜井商業高等学校教諭

平成12年 4月 奈良県立山辺高等学校教諭

平成20年 4月 奈良県立高田高等学校教諭

平成26年 3月 奈良県立高田高等学校教諭 退職

平成26年 4月 奈良県立高田高等学校教諭 再任用

平成27年 4月 奈良県立高田高等学校非常勤講師

平成27年 7月 奈良県立高田高等学校非常勤講師 退職

令和元年 9月 三宅町教育委員会委員

現在に至る

発議第 5 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月4日 提出

三宅町議会議長 衣 川 喜 憲 殿

三宅町議会議員

提出者

池田年夫 

賛同者

瀬角清司 

賛同者

松田晴光 

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月4日

奈良県三宅町議会

衆議院議長	大島理森 殿	厚生労働大臣	加藤勝信 殿
参議院議長	山東昭子 殿	経済産業大臣	梶山弘志 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿	内閣官房長官	菅 義偉 殿
財務大臣	麻生太郎 殿	経済再生担当大臣	西村康稔 殿
総務大臣	高市早苗 殿	まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村誠吾 殿